

長崎市農業委員会 令和6年12月総会 議事録

1 日 時 令和6年12月26日(木) 15:00 開会
17:00 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(18名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	永岡 亜也子	野中 麻美	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男
柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男		

5 欠席農業委員(1名)

柴原 恵

6 出席推進委員(22名)

今村 秀喜	川添 孝則	城戸 利美	久保 正	田中 幹生
鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野口 洋太郎
野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	宮崎 好徳	村田 美津枝	森内 悟己
山口 憲昭	山下 和孝			

7 欠席推進委員(2名)

浦川 英敏 三浦 信男

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事

【農林振興課】 末永課長 宮本企画農政係長

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年12月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配布させていただいておりますので、ご確認ください。また、本日は、その他の事項1の「令和6年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、皆様にご紹介いたします。末永農林振興課長です。宮本企画農政係長です。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、12月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、22名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。池田憲二委員と岩永一也委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○池田農業委員・岩永農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いいたします。本日は、先ほど事務局からご紹介がありましたとおり、農林振興課から職員の方に出席していただいております。時間の都合もございますので、付議事項の審議に入る前に、先にその他の事項1「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答」について内容の説明を行っていただきたいと思います。それでは、お願いします。

○農林振興課長 改めまして皆さんこんにちは。農林振興課末永と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。今年11月21日に農地等利用最適化推進施策に関する意見書ということで市長に提出をいただきました。ありがとうございます。それでは意見書の項目について回答説明をさせていただきます。市長の公印を押印しました資料をお配りしていると思いますけれども、そちらをご覧いただきたいと思います。総会の時間の都合上、簡略化して説明させていただきますのでご了承をお願いいたします。それでは座って説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ、1点目の「担い手の確保」の(1)新規就農者へのサポート体制の充実についてですが、国の事業や給付金の対象者などの定期的な面談

等を実施しており、今後も関係機関との連携に加え、地域での受入れが非常に重要でありますので、先輩農業者や農業委員会の方々の指導等のさらなる取組みをお願いし、新規就農者へのサポートの充実に努めたいと考えております。

同じく1点目の(2)農業サポーターの活用については移住未滿の農業サポーター、例えばおてつたびなどが、ビワなどの長崎市農業の労働力確保に有効であるか、農協や農業者の方々の意見を聞きながら、見極める必要があると考えております。

2ページをお開きください。(3)外国人労働者の活用についてですが、農業労働力確保の一つの手段として、県では株式会社Nを設立し、特定技能外国人材の派遣を行っております。長崎市内においては現在のところ、実績はない状況であり、その理由としまして、事業の浸透不足、賃金が税抜きで時給1,506円と高額であること等が考えられます。今後におきましては県と連携し、推進に取り組んでいきたいと考えております。

次に2点目の現状の営農の維持・発展の(1)小規模な基盤整備についてですが、2ページから3ページになります。基盤整備にあたっては地域の農業者や農業委員会の皆様、JAや県等の関係機関と連携しながら、区域の選定や地権者の意向確認等に取り組んでいるところでございます。また、令和2年度から国の補助事業の対象とならないような小規模な基盤整備を実施する農協さんまたは2戸以上の農業者で組織する団体に対しまして、整備に要する事業費の半額以内、限度額200万円を支援する制度を設けておりますので、活用をしていただきたいと思いますし、今後も引き続き、本事業を活用した小規模基盤整備を進めていきたいと考えています。一方で国の補助事業を活用した大規模な基盤整備の必要性も認識しておりますので、農業委員会の皆様や関係機関と連携を図りながら、事業計画の策定に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

次に(2)後継者への支援の充実についてですが、現在、国の経営開始資金は農業後継者は対象外となっております。親元就農に対する生産基盤の支援策としましては、国の事業もございしますが、現在国の事業の対象とならない部分について、市独自の取組みの検討を行っているところでございます。

次に(3)農業所得向上施策の充実についてですが、3ページから4ページになります。市におきましては燃油や肥料、畜産用配合飼料の価格高騰分に対する支援やレモンなどのビワ複合経営品目の生産に対する支援、出島ばらいろをはじめとした農畜産物の販路開拓などの取組みを進めています。今後も生産者の皆様のご意見を伺い、農業所得の向上に向けた支援策に取り組んでいきたいと考えております。また、農地の有効活用につきましては、皆様方にご協力いただいております地域計画において、貸付意向のある農地の見える化を行っており、農地中間管理事業の推進等を含め農業委員会の方々の情報提供や指導をいただきながら連携して取り組んでいきたいと考えております。

(4)有害鳥獣対策についてですが、市における有害鳥獣対策につきましては、地元の農業者や自治会の皆様と連携した取組みを推進しております。その結果、令和5年度の農作物被害金額は約1,800万円で、イノシシの捕獲頭数につきましては、令和5年度は3,628頭となっております。また、侵入防止対策として平成20年度から国の補助事業や市事業によりワイヤーメッシュ柵の設置を進めてきたところです。なお、ワイヤーメッシュ

柵の耐用年数は14年であることから、補修や部分交換等が必要なケースが見られますので、市としましては今年度から単独事業で補修用の小さいサイズのワイヤーメッシュ柵を購入し、適正な保全管理に努めているものの柵の補修が必要となる方につきましては、今後補修用のワイヤーメッシュ柵を貸与する予定としております。今後も引き続き、取り組みを進めていきたいと考えております。

5ページをお願いします。次に3点目未来の農業への投資ですが、市におきましても農業センターで伝統野菜栽培や芋掘り体験等に取り組んでいるところでございます。学校給食への活用につきましては、決められた時期に一定の品質と量の農産物の確保が必要であることから、近年では地元産を全面的に打ち出した活用としては、ながさき伝統野菜の「ゆうこう」や「紅大根」にとどまっているところです。また、農作業の体験学習の推進につきましては、学校の総合学習の一つとして取り組まれていることから、農業委員会の皆様からご紹介をいただいたり、地域の農業者の意向も伺いながら、各学校と調整していきたいと考えております。

続きまして6ページの4点目の農業委員会の予算の確保については事務局の木場事務長から説明させていただきます。

○事務長 引き続き6ページ目の農業委員会の予算の確保ですが、推進委員さんにだけ配布されているタブレットを農業委員さんにもというお話です。これが、国の補助をいただいて導入した経緯がございますので、引き続き補助が農業委員さん分に対してもいただけるように県を通じて国に要望していきたいということと、市の単独の予算での導入は厳しいものがありますが、例えば総会をペーパーレスで実施するといったときに、このタブレットを使うということになると予算の確保がかなり可能性が高まってくるのかなと思っておりますので、そういったことも含めて引き続き予算の確保に努めていきたいと考えております。

次に、委員報酬に関しましては月額報酬と年額報酬がございまして、年額報酬は毎年3月に活動状況に応じてお支払いさせていただいているところですが、月額報酬に関しましては、市議会議員さんとか市長、副市長といった特別職と同じで、条例の中で決まっております。報酬審議会という外部委員会で審議し決まっているものですので、すぐに上げるというのは難しいんですけども、昨年数百円であります。月額報酬は上がっております。ですので、単独で上げるというのは難しいのですが、人事課が主導で全体的な特別職の報酬ということで、月額報酬の見直しはされているということで、年額報酬の方が、やはり皆さんの活動に応じたものですので、これを今後とも活発に行っていただければ、補助金がおってきますので、それを皆さんで分配するような形になっていますから、今後も活動していただいて、活動報告の記載漏れなどがないように今後ご協力いただければ、その分報酬は上がってくるのかなと考えております。私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何かご意見・ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、引き続き、地域計画についての説明があるとのことですので、よろしくをお願いします。

○企画農政係長 私の方からは地域計画策定に係る集落会議のスケジュール等について説明させていただきます。令和5年から6年にかけて地域計画を策定するというので、皆さんのお話を聞きながら策定に取り組んでおります。令和6年度は予定では1月14日から2月6日までの間で全集落で会議を実施し、皆様のご意見を伺いながら、策定してまいりたいと考えております。2番目の参集範囲ですけれども、農業委員会と県、農協、公社で参集していただいて、農業者としましては中心経営体の方、また地域によりますけれども、農事実行組合長や意向調査を行った農地所有者の方も呼び出して開催したいと考えております。後ほどリストを水頭の方から皆さんにお渡ししますので、そのリストを見ていただいて、もし他に呼んでほしい方がいらっしゃる場合は皆さんで声をかけていただくか、水頭へご連絡いただければ、参加を依頼しますので、よろしくをお願いします。裏面にはスケジュールをカレンダー形式で載せているものになります。それぞれの地区によって皆さんの割り当てを配置しております。1日2回開催する地区もあり、両方出席いただく委員さんもいらっしゃる、申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

3番目の協議事項につきましては、まず1番目に地域計画の概要の説明を行います。2番目に目標地図、農業を担うものの確認をさせていただきます。そして3番目に地域計画の本文を確認していただいて、付け加えたい事項があればその他でご意見をいただくという流れで考えております。そうしまして、策定案を作りまして、3月に報告し、策定完了とさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から地域計画について説明がございましたが、この件について、何かご意見・ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、今後も係長には出席をしていただく予定になっておりますので、その場でもいろいろお尋ねをしていただければと思います。

農林振興課の職員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、誠に有難うございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退出をされます。ありがとうございます。

— 農林振興課職員退出 —

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしく申し上げます。本日は付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、4番については〇〇委員が対象の案件となっておりますので、他の議案と分けて審議いたします。それではまず、1番から3番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する永田町の農地2筆96.44㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が実家に隣接する農地の贈与を受け新規就農するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で310日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告します。12月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は叔母に農地を贈与するもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第1号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、飯香浦町の農地2筆1,040㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢及び体調不良による農業経営廃止のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で800日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口弘人推進委員より報告をお願いします。

○野口（弘）推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月13日に私と峰農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅に隣接する農地を購入するもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきまし

ては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第1号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆2,055㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で1,250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いいたします。

○久保推進委員 3番の現地調査についてご報告いたします。12月13日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現在耕作している農地を購入するもので、スイカなどの栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案1番から3番について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案1番から3番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案1番から3番につきまして、当委員会において許可することに決定いたします。それでは引き続き、第1号議案4番の審議を行いますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇農業委員退席 —

○議長 それでは引き続き、第1号議案4番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第1号議案4番についてご説明いたします。議案書は引き続き2ペ

ージをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、北浦町の農地1筆877㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が新規就農するものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月18日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は農地を購入し新規就農するもので、露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案4番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案4番について、当委員会で許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案4番について、当委員会で許可することに決定いたします。それでは〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇農業委員復席 —

○議長 続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する東出津町の農地1筆について、駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある

農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。敷地の造成は行わず、現状のまま8台分の貸駐車場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、貸駐車場として転用を行うものですが、隣接する農地もなく、転用については特に問題ないことを確認しました。

○農地係長 続きまして、第2号議案2番についてご説明いたします。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する大崎町の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が計画平図面でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、木造2階建ての住宅を建設する計画となっております。敷地の西側は土砂災害特別警戒区域であるため、警戒区域にかからないような建物の配置となっております。雨水排水につきましては、水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路に放流いたします。なお、申請地は市街化調整区域のため、転用許可と並行して開発行為の許可申請がなされており、許可日は同日となります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口敏夫推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月18日に私と山崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は個人用の住宅を建設する計画ですが、隣接する農地は申請人が所有している農地のみであり、被害防除計画も適切であることから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して、知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する片淵3丁目の農地1筆について、〇〇〇の〇〇〇が少年野球チームのピッチング練習場及び道具置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。公園内のグラウンドに隣接する農地で、敷地の造成は行わず、現状のまま、少年野球用のピッチング練習場及び道具置場として転用する計画となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、12月11日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いし、隣接農地への影響について雨水排水の状況、境界等特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第3号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、〇〇〇所在の〇〇〇が太陽光発電用地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が太陽光パネルの配置図でございます。敷地はほぼ現状のまま使用し、655Wのソーラーパネルを760枚設置する計画で、電池出力は497.8kwとなります。次が雨水排水計画平面図でございます。雨水排水につきましては、不陸調整により北側及び村松川方向に勾配をとり、流量計算に基づき、青で着色した部分にU字溝・集水桝・ヒューム管を設置し村松川に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が横断図及び縦断図でございます。不陸調整により最大1メートル程度の盛土・切土により敷地を調整いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口（雅）推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は太陽光パネル760枚を設置する計画ですが、敷地内の排水については、不陸調整により敷地内の勾配をとり、約200mの側溝を設置して村松川に放流するなど被害防除計画も適切であり、隣接する農地所有者の承諾も得ていることから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上で

ございます。

○農地係長 続きますして第3号議案3番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地3筆について、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇さんがアパートを建築する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。申請地の北側の青で囲んだ部分は、令和6年3月にアパート建築の転用申請がなされ許可されており、今回、赤で囲んだ申請地に同様にアパート建築の目的で申請がなされております。次が平面図でございます。木造2階建て、10戸のアパート及び駐車場を整備する計画となっております。盛土により敷地造成を行うため、コンクリート擁壁及び土羽により土砂の流失を防止します。雨水排水については、敷地内に側溝を設置し、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流いたします。次が断面図でございます。0.5mから1.4m程度の盛土により敷地を造成します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は木造2階建てのアパートを建設する計画となっております。盛土により敷地の造成を行いますが、農地との境界には擁壁及び側溝を設置し、土砂の流失や雨水の流れ込みを防止するなど、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について1番と3番は許可意見を付して知事に進達することとし、2番は3,000㎡以上の転用案件であるため、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後県農業会議の意見を付して、知事に進達いたします。

続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番と2番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地2筆1,093㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,093㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地2筆3,882㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また今説明いたしました農地2筆3,882㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は6,307㎡となり、利用につきましては1番が露地野菜、2番が露地野菜とビワの栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。1番の航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が2番の航空写真で、〇〇の〇側に位置しております。次が1番の拡大したものになります。次が2番の拡大したものです。次が1番の宮崎町〇番と〇番〇の現地の写真、次が2番の川原町〇番〇の写真、最後に川原町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 1番と2番の現地調査についてご報告いたします。12月16日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1番は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。2番は利用権の再設定を行うもので利用については露地野菜とビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆3,088㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆3,088㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は11,642㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月16日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地4筆1,020.99㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地4筆1,020.99㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,570.99㎡となり、利用につきましてはビワの栽培をしております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、6番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして第4号議案5番と6番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。5番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地5筆3,204㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地5筆3,204㎡について、10年間の使用貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして6番は〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,304㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,304㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,508㎡となり、利用につきましてはビワと露地野菜を栽培しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 4番から6番の現地調査について報告します。12月16日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。4番は利用権の再設定を行うもので、利用についてはビワを栽培しています。5番と6番は利用権の再設定を行うもので、利用についてはビワと露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案7番から10番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。7番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆896㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の

賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆896㎡について、20年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして8番は〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆703㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆703㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして議案書9ページをご覧ください。9番は〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆276㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆276㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして10番は〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆603㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆603㎡について、20年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,486㎡となり、利用につきましてはレモンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本（貞）推進委員 7番から10番の現地調査について報告します。12月16日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはレモンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案11番から14番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。11番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,261㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,261㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして12番は〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,244㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,244㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして議案書11ページをご覧ください。13番は〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,041㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用

権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,041㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして14番は〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆712㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆712㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は14,058㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 11番から14番の現地調査について報告します。12月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については水稻を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして第4号議案15番についてご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,605㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、1,605㎡について、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、17,315㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、16番の議案説明後併せて報告いたします。

続きまして第4号議案16番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,717㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,717㎡について、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,717㎡となり、利用につきましてはブドウの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口（雅）推進委員 15番と16番の現地調査について報告します。12月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。15番は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。16番は利用権の新規設定を行うもので、利用につ

いてはブドウの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きますして第4号議案17番についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆867㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆867㎡について、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、27,809㎡となり、利用につきましては露地野菜を栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について報告します。12月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きますして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、平成31年3月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権を設定した川原町の農地1筆750㎡について、権利の移転により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は残期間の4年1カ月となっております。設定後の経営面積は、1,461㎡と

なり、今回配分された農地では花卉の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査について報告します。12月16日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については花卉の栽培を予定しています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第5号議案2番についてご説明いたします。本件は、令和6年8月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権の設定を行った、琴海戸根町の農地2筆1,843㎡について、〇〇〇の〇〇さんへ再配分により利用権の移転を行うものでございます。賃貸借期間は当初20年が設定されており、今回の再配分は残期間の19年6カ月となっております。設定後の経営面積は、5,339㎡となり、今回配分された農地ではイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、3番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして、第5号議案3番についてご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。本件は、令和元年8月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権の設定を行った、琴海戸根町の農地1筆2,013㎡について、〇〇〇の〇〇さんへ再配分により利用権の移転を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は残期間の4年6カ月となっております。設定後の経営面積は、23,718㎡となり、今回配分された農地ではイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口（雅）推進委員 2番と3番の現地調査について報告します。12月17日に、私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。2番、3番ともに利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。16ページの表の下のほうに集計をしておりますが、申出件数が2件、合計筆数が2筆、合計面積で733㎡について、非農地通知申出が提出されております。1番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、野母町の農地1筆で、面積は532㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、12月10日に柴原恵農業委員にお願いしております。

続きまして2番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、新小が倉二丁目の農地1筆で、面積は201㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、中村数昭推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月12日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から第6号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項

の報告について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 報告事項1「事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料1ページから2ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、6件提出されました。続きまして、3ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計10件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、12月10日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和6年度 全国農業委員会会長・代表者集会について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項3 令和6年度全国農業委員会会長・代表者集会について報告させていただきます。資料は、左上に②-1 報告事項3 とした資料をご覧ください。集会は全国農業会議所の主催で、11月28日午後から東京都で開催され、長崎市農業委員会からは平尾会長が参加しました。なお、日程の都合により、集会に先立ち、午前中に長崎県選出の国会議員へ、要請決議の内容に沿った要請活動を行いましたことを申し添えます。それでは、1ページをご覧ください。次第に記載のとおり、まず要請決議として、「新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度農業関係予算に関する要請決議」が採択されました。次に、申し合わせ事項として、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動の推進」に関する申し合わせ決議、及び「情報提供活動の一層の強化」に関する申し合わせ決議が採択されました。要請決議及び申し合わせ決議の内容については、2ページから16ページに掲載しておりますので、ご確認ください。また、決議採択後には、山形県寒河江市の農業委員会から「地域計画の策定と今後の取組みについて」の活動事例報告がありました。なお、前日27日には、資料17ページ以降に掲載しております、「令和6年度農業者年金加入推進セミナー」に出席し、「農業者年金制度と加入推進」などについての研修と、大分県豊後大野市の農業委員会からの活動事例報告の後、申し合わせ決議が採択されました。詳しくは、資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見・ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きましてその他の事項2「令和6年度農地利用意向調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2 令和6年度農地利用意向調査についてご説明させていただきます。左上に③と記載した、その他の事項の資料の1ページをご覧ください。農地利用意向調査は、農地利用状況調査の結果、A分類と判断された農地の所有者などに対し、農地法第32条の規定に基づき、今後の当該農地の利用意向について調査を行うものです。今回の調査の対象農地は、利用状況調査の結果、新たにA分類として判断された農地363筆、225人を対象としております。調査対象者には、12月9日月曜日に、資料2ページの「農地の利用意向調査について」の文書と、3ページの調査票、及び返信用封筒を郵送しております。調査の回答期限は、1月17日としております。資料3ページの調査票をご覧ください。例年の様式から変更はありませんが、右上の太線の部分の農地所有者の欄、及び資料中ほどの表中の右側、「利用の意向【必須】」の欄に、資料下段の「農地利用の意向の選択肢」に記載しております、①～⑤のいずれかの番号を記載していただくこととなります。なお、所有者の住所を基に区分した地区別の調査対象者リストを、対象農地がある地区の委員の皆さまへ、12月9日に送付させていただいております。調査対象者から問い合わせがありましたら、対象農地について、「普段から耕作されている農地」か「遊休農地」かの判断が難しかったため、状況を確認するための調査であり、調査票の回答欄に①から⑤までのいずれかの意向を記載のうえ、農業委員会事務局へ返信していただくようご指導ください。回答期限後、回答をいただいている対象者につきましては、事務局で未回答者リストを作成したうえで、委員の皆様に回収をお願いさせていただくこととなりますので、その際はよろしくをお願いいたします。また、配付いたしました対象者リストにつきましては、個人情報を含んだ資料となりますので、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項3「令和6年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3 令和6年度農業委員会視察研修についてご説明させていただきます。資料は引き続き4ページをご覧ください。今年度の視察研修に関しましては、先月の総会の折にも説明させていただいており、日時、参加者、研修内容については資料に記載のとおりですが、「4行程」について見直しを行い、前回の資料から一部変更しておりますので、変更部分について説明をさせていただきます。まず、1日目で

すが、熊本県山都町に向かう途中の広川サービスエリアでの休憩時間等に少し余裕を持たせるため、集合時間及び出発時間を早めております。集合時間を9時30分から9時10分に、出発時間を9時30分に変更しておりますので、よろしく願いいたします。なお、貸切バスは9時10分ちょうどにしか出島表門橋前バス停付近に到着しないため、早く集合場所にこられた場合は、お待ちいただくこととなりますので、ご了承ください。また、2日目ですが、現在基盤整備中の農地の現地視察が可能となりましたので、現地視察先への移動時間を確保するため、朝、ホテルからの出発時間を少し早め、9時から8時45分に変更しております。前回からの変更点は以上となりますが、その他の行程については、記載のとおりですのでご確認をお願いいたします。なお、本日総会後に開催する互助会臨時総会において、互助会会計からの支出についての協議をいただくこととしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項4及び5について、説明させていただきます。まず、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ですが、資料は6ページをご覧ください。令和6年度の目標部数は120部となっており、現在の購読部数は先月の報告以降、3件の中止の連絡がありましたので、102部となっております。今回の中止3件については、購読者が亡くなられたことによるものばかりであり、致し方ない部分はありますが、委員の皆さまにおかれましては、目標達成に向けて、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」説明いたします。資料7ページ及び8ページに「令和6年度下半期の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は事務局にご連絡ください。なお、今年の9月以降、一部の委員の皆さまにご協力をいただき、各地区の地域計画策定に係る意向調査を行っていただいておりますが、この調査に係る活動についても、活動の②-1の意向の確認に該当しますので、活動報告に報告漏れがないよう、よろしくお願いいたします。その他の事項4及び5についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ご

ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、私の方から報告ですけれども、先月、長崎大学経済学部で九州農政局長崎県拠点の主催で農業の紹介ということで野中麻美さんにミカン作りについて講演をやっていただきました。その件について少し報告をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○野中農業委員 先日、農政局からお話があり、長崎大学経済学部で講師のような形で経済学部の学生さんと意見交換のような場を設けていただきました。うちがやっている取り組みや西海市の御厨畜産の取り組みなどの報告や、経済学部なので販路拡大だったり、そういったことのご意見をいただく貴重な機会になりました。またその後、先生方からの相談で、来年度のゼミで何か一緒にやらしてもらえないかのご提案いただいたので、大学生と一緒に何か取り組めないかということで話を進めていくことになりました。

○議長 ありがとうございます。それでは最後にその他の事項6「令和7年1月、2月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで12月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。